

幕末の株仲間

—京都嵯峨、梅津、桂三ヶ所材木仲間について—

奥 田 修 三

一

天保改革における株仲間の解放ならびに嘉永の再興の意義については、一般につきのように考えられている。⁽¹⁾すなわち、封建的商業統制として設定された株仲間

間は、新規無株の在郷商人層の胎頭によって、近世末

期には、その実質的な機能を失ってきた。封建権力が都市商業資本⁽²⁾株仲間をとおしては、もはや、商品経済を支配しえないほどに、在郷商人層が成長してきた。

株仲間の廃止は、そうした在郷商人層の都市商業資本にたいする勝利を意味するものでもあり、また株仲間

が事実上すでにその機能を喪失していたことにたいする法的追認であった。嘉永の株仲間の再興は、解放によって打撃をうけた仲間商人の反撃をしめすものであるが、再興された株仲間は、もちろん強い排他性をもつことができず、その機能は有名無実とならざるをえなかった。

右のような見解にたいして、さいきん、幕府権力による農民的商品経済の把握という見地から、解放および再興について、つぎのように論じられている。⁽²⁾幕藩体制の維持をはかり、封建的危機をのりきるために幕府は、発展してきた農民的商品経済の直接的掌握を必

要とするにいたったが、その障害となってきた大都市の商業資本を排除しようとしたところに、株仲間の解放令の意義がある。しかし、幕府自身、直接生産をにぎるといふかたちで、商品流通の機構を支配することはできなかつた。というのは、小商品生産者自身このころある程度のブルジョアの發展をしめしてはいたけれども、それでもなお、前期的商人と結びつかざるをえない段階にあつた。そこに嘉永の株仲間の再興令が出された根拠がある。再興された株仲間は、都市の商業資本のみならず、「仮組」として在方における商人や職人もふくんでいるが、これは旧来の商業資本によりかかりながら、商品流通機構を一般的に握ろうとしたものであると考えてよい。しかし、再興後の株仲間には、冥加金の賦課をおこなつていないことのみられるように、幕府には、そうした商品流通機構を完全に掌握するだけの権力が、すでになくなつていたとみななければならない。

このように津田秀夫氏は株仲間の解放とくに再興の問題を論じておられる。ところで周知のように、宮本又次氏の天保の株仲間停止についての見解はつぎのようである。⁽³⁾すなわち、もともと株仲間の設定は産業統制なかんずく物価統制を目的としたものであるが、株仲間による独占機構の強化のため、かえつて諸色の騰貴をもたらした。そこで株仲間を解体して幕府自身の手で自ら直ちに物価統制に乗り出そうとしたものである。それゆゑ幕府は株仲間停止に続いて、次第に積極的な物価統制の施策を出していった。宮本氏は上のように株仲間の解放は幕府が直接物価統制にのりだすためのものであつたとされる。しかし諸色直段の高騰の原因はいくつかあり、株仲間の存在はそのうちの一つにすぎないのに幕府当局者がその原因の一切を株仲間に戻したため、株仲間停止によつて、かえつて経済界の混乱をおこし、結局再興せざるをえなかつたとされるのである。つまり宮本氏は天保の株解放の問題を幕

府の物価政策より検討しておられるわけである。

さいきんの天保株解放の研究においてはさきにも述べたように、主として在郷商人の問題、また農民的商品生産とその流通の問題、それに対応する幕府の政策の問題として考えられているが、物価政策という点はほとんど無視されているように思う。これは別の機会にのべたいと考えているが、奈良における株仲間解放の前後の状況をみればあいも、価格政策としての性格がきわめてつよい。もちろんそうした諸品値下政策をおこなっていった背景には、在郷商人や農民的商品生産の問題があるわけであるが、価格政策と商品生産の発展とを関連統一してとりあげる必要があるかと思う。そういう意味で宮本氏の見解もあらためて検討される必要がある。同時にこの株仲間の解放と再興の性格を明らかにするためには、業種別あるいは地域別にわたる個別的な研究がもっとおこなわれなければならない。

その個別的な例として京都の嵯峨・梅津・桂三ヶ所

材木仲間のばあいを紹介したい。ただこの史料の性質上、直接的に解放・再興の問題にふれることができないため、不十分な点はまぬがれないが、直買・直売の問題をめぐって、幕末期におけるこの株仲間の状況を史料紹介のかたちでみてゆくことにする。なお、この史料の閲覧については、関西学院大学の永島福太郎氏の御好意をうけた。ここに感謝申上げる。

二

この三ヶ所材木仲間というのは、丹波の山方から保津川を筏にして運ばれる材木丸太を取扱っている材木問屋仲間である。嵐山附近の嵯峨から下流へ梅津、桂とならんで浜上げ場があった。いつのころこの地にそうした材木屋の集団が成立したかは明らかではないが、嵯峨では「慶長二年に於ては既に材木屋十六軒を有し市場頗る繁盛」であつたとされている。⁽⁴⁾延宝四年（一六七六）の「山相川作り銀入用之定」では、丹波山国

の商人四名と嵯峨三名、梅津二名、桂三名の連名で川作り費用の分担をきめている。また延宝九年（一六八九）の「一札之事」では、筏の規格について、「黒田

山国商人」と「保津山本問屋」と「嵯峨梅津桂三ヶ津材木屋」とのあいだに協定がおこなわれていることよりみれば、すでに早くから三ヶ所の仲間の組織があったことが知られるが、その株仲間としての成立年月はよくわからない。

しかし、享保十九年（一七三四）の「仲間申合一札」によれば、嵯峨に十六人、梅津に六人、桂に五人（他に桂には抱株六人あり）と二十七人の株仲間があったことがわかる。さらに当時休株が嵯峨九、梅津四、桂七とあり、この申合では、仲間諸入用銀の算用法やとくに休株、抱株の取扱方法について厳重な規則をつくって仲間の結束を固めていることが知られる。享保十九年には「此度材木商売御公儀様より御吟味被為遊候」と他の文書にかかれているように、株仲間内外の材木

商の整理がおこなわれていること、また三ヶ所では当時休株が相当数あることなどをみれば、この享保十九年は三ヶ所仲間にとつてはむしろ盛時ではなかったとおもわれ、そこから三ヶ所株仲間の成立はこの年を相当遡った時ではないかと考えられる。それゆえ「嵯峨梅津桂立材木屋之儀者由緒無之候而者相成不申」といわれ、この年には、十七年以前より丹波材木商売をおこなっていた横大路村の材木屋平八、また「近年親規材木商売仕候」という小屋町の米屋源七が三ヶ所の明珠を請けて、それぞれ株仲間に加している。

三ヶ所材木仲間は、丹波の材木丸太を一切取扱っていた。「惣而京都之材木屋之義丹州材木直買不致」とのちにもいわれるように、丹波材の独占販売権を三ヶ所仲間はもっていたのである。⁽⁵⁾したがって山方よりの直売、あるいは他材木商人の丹波に入込んでおこなう直買は、三ヶ所仲間の独占をおかすものとしてつねに問題になった。たとえば元文二年（一七三七）、下嵯

峨川端村の木屋彦兵衛の事件がある。この彦兵衛は元来薪商売を本業としていたが、近年材木も取受け商いをおこなっていたので、さきの享保十九年には規定したが、今後材木は取扱わないと証文を出した。にもかかわらずこのたび、北野紙屋川町板屋三郎左衛門と馴合い、長谷少納言用向材と偽り、丹波国小塩村吉之丞より材木を取りよせ三郎左衛門方へ送り、また他へ売木した。そのため彦兵衛と倅甚兵衛および三郎左衛門は、ともに四月十一日に入牢させられた。そして結局六月十二日に彦兵衛は過料五貫文、三郎左衛門は買込んだ材木取上げ、過料三貫文で出牢し、今後不埒なことはしないと一札いれている。もう一つの例をあげよう。宝曆十年（一七六〇）、伏見升形町余嶋屋伝兵衛は丹州に入込み材木直買し、「御用」という絵符を立てて後に流し横大路村に浜上げした。伝兵衛は御所表材木御用を勤めていたが、下値に買うため丹州周山村七郎平の世話で奥瀬村嘉右衛門らより材木買い請け、

横大路村百姓清左衛門の地面に水上げし、そこに出世をつくり売却したものであった。この直買事件は材木取上げ、今後山方へ入込まないという一札で落着いた。この両件はいずれも三ヶ所仲間より出訴して、右のごとく奉行所の裁断があったわけである。いうまでもなく、幕府は三ヶ所株仲間の権利を完全に擁護している。ところで、丹波材木の三ヶ所仲間による独占売買は、延宝四年（一六七六）に山方、三ヶ所両者の協定により明確にされたのであるが、享保ごろより両者の関係がもつれてきた。さきにあげた「仲間申合一札」もそうした時期に改めて確認されたものであろう。同じく享保十九年（一七三四）九月の奉仕所の「申渡」によれば、丹州山方村々は、三ヶ所のうちへ主として悪木売払のための出店を出したいと計画したが、三ヶ所仲間間の反対により奉行所は、三ヶ所仲間は「悪木茂請込相応ニ払遣シ尤前金借シ可申旨申立候。其上前々外へ直売仕間敷旨丹州者とも三ヶ村之者为取替古証文茂有

之候。旁々以出見世願之儀難取上候。是迄之通双方申合商可致事」として、三ヶ所材木屋仲間之主張を採択し、山方之出店開設をゆるさず、その独占を保護してゐる。しかし直売をめぐる両者之抗争はなおつづき、結局、寛保二年（一七四六）三月に和談が成立した。そのときの取済状の内容はつぎのごとくである。

- 一、山方々年中差下し候材木丸太五步通嵯峨梅津桂江売五步通り何方与茂山方勝手次第ニ直売尤是迄古証文茂有之直売不相成候処挨拶を以三ヶ所得心ニ而直売に相成候事
- 一、材木屋休株一軒借り請何屋誰与申者ヲ指置并薪屋之外ニ誰ニ而茂一軒都合二軒直売材木丸太預ヶ所相定三ヶ所之内勝手宜敷場所ニ相定休株為借り代一ヶ年ニ銀一枚宛毎年山方々株主江相渡し可申候尤右二軒直売材木預ヶ所ニ相立候ニ付材木屋仲間年中諸入用一切掛リ申間敷候事

一、三ヶ所之内直売場所取立置候ニ付井関川堀水とおし又者洪水之節筏込ニ付番賃等申合相勤右体之入用へ其年之

幕末の株仲間（奥田）

直売筏鼻ニ茂致割賦出シ可申候事

一、三ヶ所江買請候材木代銀古来々欠銀有之由双方々承候此度三人挨拶ニ而買銀高一貫目ニ付銀十五匁宛致歩引双方得心ニ而可致勘定事

一、材木立場之儀者其所々ニ而地主と相對ヲ以山方々地代相渡可申候若又嵯峨ニ而不勝手ニ候ハバ三ヶ所之内勝手宜敷場所ニ相立可申候事

一、薪筏之儀者是迄之通木屋方江勝手次第致売買可申候并桐竹筏可為同前事

一、水揚人足馬車駄賃等材木屋中並ニ雇并三ヶ所之内馬車差支候節ハ何方々成共勝手次第雇可申候尤車力駄賃高銭相場等者材木屋仲間ニ准シ可申事

一、山間川筋大破之節者山方并三ヶ所材木屋中相談之上川作り可致候但シ入用銀ハ延宝四年延宝五年古証文割合通山方々七步出シ三步材木屋中々出シ可申候渡月橋筏除抗入用銀是又右ニ准シ可申事

すなわち、(一)、山方よりの材木丸太の半分は三ヶ所へ売り、半分は山方勝手次第に直売する。(二)、山方は休

株を借りうけ二軒の直売所をつくる。株借代として一ケ年に銀一枚宛山方より株主にわたす。(三)、右の直売場所をつくるため井関・川堀・川とおし、洪水の時の番賃などの諸費用は割賦出金する。(四)、三ヶ所が買請する材木代は古来よりの欠銀の慣習をみとめ、買銀高一貫目につき銀十五匁宛歩引する。(五)、材木立場の地代は山方より地主へ渡す。(六)、薪筏、桐竹筏は旧来通り木屋方へ自由に売買する。(七)、水揚人足馬車駄賃は材木仲間並に雇いかつ仲間と同様の賃高を支払う。(八)、川筋作り入用銀などは延宝四、五年の協定どおり山方七歩、仲間三歩宛出金する、というものであった。この示談の内容をみると、三ヶ所仲間はその独占から相当の後退をしめしている。山方の直販所は三ヶ所の株を借りうけて設立されるものであり、また諸入用の割賦出金その他から形式的には、三ヶ所仲間の統制下にあるわけであるが、丹波五十二ヶ村の材木の二分の一を三十軒近くの三ヶ所問屋で取扱うのにたいし

て、直販所二ヶ所と同じ二分の一の量を販売するわけで、三ヶ所仲間の独占権はいわば実質的には破られたものとみるべきであろう。山方よりの材木丸太五分通りといつても、山方での絶対量がわからなければ、どれだけが半分になるのか判然としない。それでこの協定が成立するまでの交渉のなかでは、三ヶ所側より分量で示せとせまったが、山方は「五十二村数千石の山谷ニ切置候材木分量相立かたく候」と拒否した。山方がこのように三ヶ所仲間にたいして強硬な態度をとり、またその独占をやぶりえたのは、直接史料をもって示しえないが、在地における商人勢力（在郷材木商人）の成長があったからであろう。さきに内容をしめした和濟書には、丹波五十二ヶ村の惣代として、山国下村以下十二ヶ村の村民の名前があがっている。これらの人たちはその村々の庄屋であるか、あるいは材木商人であるのかこれだけではわからないが、とにかく在地の成長が都市の問屋資本の独占を排除してきているこ

とがみられるわけである。それだけに嵯峨・梅津・桂三ヶ所材木仲間としては仲間内外の直売買にたいしては、たえず嚴重な監視をしなければならなかった。

文化十二年（一八一五）、宇津中地村の忠右衛門が桂の丹波直売所に水上げのうえ郡村伝兵衛へ筏二乗を送るのを、桂で浜上げせずに直接伝兵衛の人足で水上げしたが、それは直売だと三ヶ所材木仲間摘発された。そして右の筏を一旦仲間引きとり、詫一札を仲間に入れさせて内済落着した。これは丹波直販所扱いであるといえ、三ヶ所材木仲間の統制権がこの直売所にも及んでいることをしめしている。文政十三年（一八三〇）二月、桂の材木問屋五郎兵衛店で主人五郎兵衛の遠出留守中、手代佐右衛門が伏見の近江屋権兵衛の「奥筋直買」の手引をしたのが、同じく「仲ヶ間御定法」に相背くものとして、以後の奥筋買合せ差留の処分にされた。詫一札では、主人留守中なので帰宅のうえは如何様の取計いをうけても申分はないが、それま

では「当春川之奥筋買合」は許してほしいといっている。この営業停止処分は実行されたかどうかはよくわからない。近江屋権兵衛も心得違の詫をいれている。もう一つ、天保八年（一八三七）伏見の近江屋伊兵衛も、この春丹州筋へ入込み材木買受けたことが直買として摘発され、三ヶ所仲間に証文をいれている。

この三つの例はいずれも、天保の株仲間解放に近いころの事実である。株仲間内の統制をかため、山方よりの直売、他材木商人の山方よりの直買を嚴重に排除しようとしているのを、これらからみることが出来る。もちろんこうした事例があることは、反対の立場からみれば仲間外の取引があったことを意味し、たまたまこれらが表面に出たから、こうした詫一札が残されたものであるといえる。しかし、すくなくとも、これらの例から、株仲間の統制が実質的にはゆるんでいると考えられるこの時期に、なお三ヶ所仲間の、株仲間としての権威が生きているのを知ることができる。もっ

ともさきあげた元文二年および宝曆十年の両直買事件にたいしては、奉行所が処罰を加えているのに、この三つの場合は、三ヶ所仲間への詫一札で内済していることは、株仲間の支配力が一面からいえば、やはり弱まっているとも考えられる。

三

さてそうした状況のなかで、周知のように天保十三年（一八四二）の株仲間停止令が出された。しかしまもなく嘉永四年（一八五一）にその再興がおこなわれた。

この解放と再興の全般的な意義については、最初にのべたごとく今日いろいろと論ぜられている。嵯峨・梅津・桂三ヶ所材木仲間も、株仲間の停止が実施されたが、停止の状況ならびに、解放中の状態をしめす史料はないのでそれは論じられないが、再興後の有様はどうであったか、以下まえと同じく直売買問題をめぐってみてゆきたいとおもう。

丹波からの保津川の流筏の数については、延宝四年前後六四〇〜六五〇乗、天保前後一〇〇〇乗、明治初年一五〇〇乗、明治二十四、五年二〇〇〇乗、大正初年三〇〇〇乗といわれ、株仲間再興後の幕末、また明治にいたっても次第にふえている⁷⁾。ところすでに知られているように、嘉永再興後の株仲間の特質は、仮組・新組をつくったこと、冥加金を免除したことおよび仲間人員に制限をもうけなかったことであるとされているが、この三ヶ所材木仲間のばあいはそのようであったろうか。嘉永七年（一八五四）閏七月の郡村の幸郎、七郎兵治衛、庄右衛門の三名が、三ヶ所材木仲間年寄並に物代中であてた証文の内容は

去ル寅年諸株御取解ニ相成候ニ付私共義新規ニ材木商売
 相始渡世罷在候処今般諸問屋仲ヶ間御再興ニ付其御仲間
 之義者住古より嵯峨梅津桂三ヶ所ニ而三拾六軒ニ限有之
 其余近在ニ而新規材木商売相始渡世罷在候者追々右三ヶ
 所江引越渡世可仕旨被仰渡依之追々引越渡世可仕旨之一

札並ニ名前帳面仲ケ間取締之一札共承知之上調印仕既ニ
名前帳面及御差上一段ニ而不図心得違之儀ヲ申出候処色
々御実意ニ御申諭被成下候をも不顧此儘居村ニ而渡世致
度逆茂桂江引越候所存毛頭無之間是非印形戻シ具候杯与
却而理不尽成義ヲ申張候ニ付請取書引替ニ三通名前印形
不残切抜御戻シ被下然ル上者私共名前帳外之者ニ候得者
早速商売相止メ可申筈之処無其儀何等之御沙汰茂不仕却
而御仲ケ間を相手取紛敷不当之義を及出願候処御召合セ
之上段々御糺ニ相成私共敵敷蒙御叱第一難有被仰渡を相
背候而已不成爲事を以強情申募候段重々不当之旨被仰渡
誠ニ以奉恐入後悔仕罷在候此上如何様ニ被仰立商売御差
留ニ相成候迎一言之申分無御座早速商売相止メ可申筈之
処左候而者是迄仕馴候渡世今以相止メ候而者甚難洪之義
も有之旁段々御詫申入候処是迄度々之儀ニ候得者容易ニ
ハ御承知難被成義を格別之思召を以て加入之義御承知被
成下千萬難有仕合奉存候然ル上者別紙御仲間取締一札ハ
勿論追々引越之一札等急度亡脚仕間敷候其外諸入用ハ不
及申先御中間定法之趣不寄何事急度違背仕間敷尤此度

幕末の株仲間（奥田）

之義ハ格別之御実意を以御承知被成下候事ニ候得者以来
新加入之者と馴合故障等相企對御仲ケ間江相拒候義ハ更
而仕間敷候万一前書之趣違仕候ハハ商売御差留ニ相成候
歟又ハ如何体被仰立御取斗ニ相成候共一言之申分無御座
候仍而為後日証誤一札如件

のごとくである。株仲間再興後、「近在ニ而新規材木
商相始渡世罷在候者追々右三ヶ所江引越渡世」するよ
うにとりう条件を承認して株仲間加入をみとめられた。
ところが彼ら三名は居村のままで渡世したい、とても
桂へ引越せないとしたので、三ヶ所仲間は加入承認を
取消し三名を「帳外」にした。三名はそこで三ヶ所仲
間を相手取って奉行所（京都東町奉行所）に出訴した
が、裁決の結果はきつく右の所行をとがめられ、結局
材木渡世をやめるべきところを格別の思召をもって仲
間加入を承認されたので、早急に桂へ引越し、以後仲
間定法を固く守ることをちかっている。再興後は旧
株外の新規開業者も自由に加入できたとしても、ここ

にみられるように同業者の集団地へ移住しなければならなかったし、それを拒んだばあい帳外にされ商売をやめねばならなかったのである。ところで右のような事も生じたので、三ヶ所仲間が東御役所に御触状布達を願出した。そこであらためて同じ嘉永七年九月、奉行所より洛中洛外に左のような触書が出された。

嵯峨梅津桂材木仲ヶ間之儀公役茂相勲右三ヶ所ニ而軒數之限り茂有之近在ニ而新規材木渡世候者追々右三ヶ所ニ而渡世可致旨申渡材木出方之儀者丹波国より筏ニいたし差出シ其外諸方より買取売捌渡世致来候儀ニ而先般如前々仲ヶ間再興申付直売買不成段触置候上者仲ヶ間外ニ而直売買致間敷処山方より素人並外商売人共江直売いたし候付多人数山方江立入直買いたし家作ニ相用残木売捌候もの茂夥敷有之三ヶ所買入材木相減元直高直ニ相成候趣相聞如何之事ニ候向後右三ヶ所外商素人外商売人共右体直売買堅致間敷候如斯相触候上ニ茂不相守もの有之候ハハ急度可申付条心得違無之様可致候尤右仲ヶ間之者共茂

直段高直ニ無之様正路ニ可致渡世旨申渡置候間不正之儀も有之候ハハ可申出候

第一点は嵯峨・梅津・桂以外近在の新規加入者は三ヶ所に店を移して渡世すべきこと、第二点は株仲間外の直売買の嚴重禁止、第三点は右直売買の禁止は専ら材木値段高値を防ぐためであるから、仲ヶ間のものは値段下値になるようにせよという内容である。この触状をみると右のように軒數、店場所の制限はなおきびしくおこなわれ、公役（冥加金）をもつとめており、そして特に株仲間外の直売買を排除するものであるから、解放前の株仲間とはほとんど同様の性格をもつたものと考えることが出来る。嘉永再興後の株仲間から冥加金が再徴されるようになるのは安政四年（一八五七）十二月の幕府の布達からであるとされているが、この三ヶ所材木仲間についていえば、右のように少くとも嘉永七年にはすでに公役をつとめていることから、この株仲間の復活は強固であったことが知られる。右のよう

であるので、安政二年（一八五五）十一月、淀納所の大坂屋宗助が丹州山方に立入って直買したのにならして、三ヶ所仲間はずきびしい詫一札をとっている。

ところで再興後、三ヶ所仲間と山方との関係はどのようにになったか。右にあげた触書でも山方よりの直売を禁止しているが、安政三年（一八五六）九月、丹州山方桑田郡五十二ヶ村より、三ヶ所仲間を相手取って直売買のことで訴訟に及んだが、十二月両者のあいだでつぎの六ヶ条を内容とする和談が成立した。

- 一、山方五十二ヶ村材木預ヶ所之義嵯峨桂兩所ニ而一軒ツ、立置右預ヶ所人体之義者此度山方々嵯峨之方江者又兵衛桂之方江彦六事惣兵衛与改名致右兩人之者を兩所江為引越其所之住人ニ相成三ヶ所材木屋仲ヶ間江加入可仕上者仲ヶ間作法通急度相守可申事

- 一、三ヶ所仲ヶ間年中諸入用之義者前書二軒之者諸共立会之上明細ニ書記シ正路ニ割賦いたし仲ヶ間同様ニ出銀之事

幕末の株仲間（奥田）

一、山方々年中三ヶ所江川下ヶ之材木其時々世間並之相場を以悪木たり共三ヶ所材木屋江如何程ニ而茂売買仕其上自然余り木出来候節者右残り之材木前書預ヶ所二軒之者方仲ヶ間同様ニ諸方江売捌可申候尤右二軒之名前を以山方之者々諸方江直売並掛引等都而紛敷義者一切仕間敷候事

一、山方々三ヶ所材木屋中江買請候諸材木代銀者毎年六月十二月仕切勘定可仕万一三ヶ所材木屋共之内ニ向後仕切銀為相滞候者在之候ハハ売主方山方惣代中江相届右惣代方其段三ヶ所材木屋共打寄仕切勘定相立候様精々世話いたし売主江損賦相掛ヶ中間敷候事

一、山方々三ヶ所材木屋方江売渡候後直組之上売主方買主江送り状相渡候後若川筋洪水ニ而右後流流致候共買主方持合候義無之処此度対談之上以来洪水ニ而後流流いたし候節者売主而已之損賦ニ不相成様代銀之内三歩通者買主方持合可申事

一、三ヶ所材木屋方は迄山方商人江仕入銀前貸茂致来候得共右者都而山方不取締ニ茂相成候ニ付此度対談之上向後

前貸可為無用事

この内容の要点は、(一)嵯峨、桂両所に山方より「木材預ヶ所」をおき仲ヶ間に加入し、諸入用は仲間同様に出張する。(二)山方よりは三ヶ所仲間にかほ、何でも販売し、買残しの分のみを預り所二軒で仲間同様の仕法で販売する。山方は直売がましいことはしない。(三)三ヶ所仲間よりの木材代銀は六月、十二月の両度に決済するが、買主が支払を滞るときは、山方惣代から三ヶ所仲間として仕切勘定し、売主に損をかけないようにする。(四)洪水による筏流失はいままで売主の損害負担となっていたが、今後代銀のうち三割は買主が損賦する。(五)山方商人への仕入銀前貸を今後廃止する、ということであった。なおこの取極めと同時に三ヶ所仲間では「山方断ニ付」以来前貸を一切致さないこと、水上げしない筏一乗につき仲間借財埋方手当として銀二十五匁宛出張すること、山方商人と馴合い仲間をおさず売買一切しないこと、一ヶ所に一人宛惣代をお

くこと、そしてもし前記に違反すれば営業停止にするということをして二十六名の連印で「申合」させている。

寛保二年（一七四二）の取済書について、さきに三ヶ所仲間の丹州材木独占集荷にたいして、山方がそれを排除してゆく方向がみられたとのべたが、この安政三年の協約はそれとくらべるとどうちがっているだろうか。三ヶ所仲間の前貸による支配をしりぞけていることや、流失材の買主（三ヶ所仲間）三割負担を獲得していることなどは、山方の成長を意味するものである。しかしたとえば、木材販売法について、寛保二年のときは総量の半分を山方から直販しうるものとしてゐるのに、このたびの取極めでは逆に三ヶ所仲間への売れ残り分だけ丹波預り所で処分するとしてゐること、また二軒の預り所が仲間定法に完全に服すること規定していること、あるいは三ヶ所では新たに惣年寄を設けていることなどは、むしろ三ヶ所株仲間の仲間内外に対する統制力が強化されているのを見る。最初

べたように再興後の株仲間が一般に「長き伝統を誇る株仲間の繩張の特権も昔日の威力を失い」「名ばかりの特権と少き利益に重き負担を加えて、その結合を弛緩してゆくばかりであった」とみなされているに對して、この三ヶ所材木仲間の場合は、再興後も昔日にとらない規制力を存しているように思われる。

さて史料のしめすところによれば、安政四年（一八五七）において、右の山方・三ヶ所仲間の取極めに違反して直売買をおこない詫状を出している例を列挙すれば、つぎのようである。

(1) 安政四年二月、伏見の材木屋茨木屋卯兵衛が山方にて筏十乗を直買し、上山田村百姓儀右衛門が引受けて八乗を川下げした。そこで三ヶ所仲間より出訴したので、奉行所より「新規之取斗」として「嚴重御叱り」を蒙り、儀右衛門より「御断一札」を仲間に出した。

(2) 安政四年十二月、丹州桑田郡神前村の作右衛門、

良之助および同郡北ノ庄村の伊助の三名が、大坂京橋御用木請負人小豆嶋屋長右衛門に直売川下げした。仲間より出訴、全材木を仲間で購入し、あらためて長右衛門に売渡すということで落着し、三名より詫状一札宛られた。

(3) 安政四年十二月、三条橋懸け直しにつきその御用請負人材木屋長兵衛が周山村、大野村、下村の三名より用材直買した。それにたいして、右を差留め仲間で購入のうえ、同値段で同人に売り渡すということに結末をみた。

(4) 安政四年十二月、京材木屋仲間の年寄丹後屋長四郎が山国大野村の藤右衛門より木材を直買し、筏に御所御用材なる絵符をつけて流し郡村に浜上げした。そこで三ヶ所仲間より出訴したので、長四郎、藤右衛門の兩名ならびに郡村の庄屋新右衛門、年寄治右衛門は西御役所に召出され、お叱りを蒙りそれぞれ仲間に出訴一札をいれた。

これらの例は、株仲間再興後の安政末年においても丹州木材への三ヶ所材木仲間の支配権が相当強く維持されていることを教えるが、京町奉行所は「丹州山方材木之義者三ヶ所材木屋仲ケ間之外山方之者も直売等難相成」として、仲ケ間の権益を最後まで徹底的に擁護した。そこで、安政五年（一八五八）五月、京材木屋仲ケ間の年寄、勘定役より三ヶ所材木屋仲間および丹州山方の者を相手取って、山方より買った材才を嵯峨材木屋仲間が運送差留めたと出訴したときにも、願方（京材木屋仲間）の申立は享保年間に遡っても、また元文二年北野境内板屋三郎右衛門が丹波山國小塩村より材木直買したときに「惣而京都之材木屋之義丹州より材木直買不致咎ニ候処掠公儀候いたし方」は法に背く不届の仕形として咎申付けられた事実、あるいは寛保度の山方と三ヶ所材木仲間の和濟書（これについてはさきにのべた）が京都材木屋共に抱らないことであるということから、京材木屋仲間の申立を脚下し、以

来直売買は致してはならないという裁許を下している。

四

以上でこの史料の紹介をおわるが、これらから知られることは嘉永の株仲間再興後も幕末にいたるまで、この三ヶ所材木屋仲間の丹州山方木材に対する独占支配権は幕府権力（京町奉行所）と結びついていて、実質的にもきわめて強固であったことである。

大阪市史によれば、再興後大阪では、たとえば「七組材木問屋仲買仲間」は嘉永五年（一八五二）に仲間規定書をつくり、直買直売を禁止しているし、あるいは綿屋仲間なども嘉永六年（一八五三）三月の仲ケ間規定で「綿屋仲間以外にて在々に人を派し百姓綿を直買し、綿商人を抱入れ諸国の買客に案内するを禁じ、自分綿を取扱う者は縦令余商売を兼ねる者なりとも綿屋仲間（10）に加入し」としている。このように株仲間の再興後、大阪の諸株は復活されかつ仲間定法その他の旧来の姿

を維持するごとき規定をもうけている。その点では、ここに紹介した三ヶ所材木仲間の再興後の状況はかならずしも特別なものではないとおもうが、再興後の状態を具体的にしめされることは多くないので一応紹介することにしたわけである。

最初にもうべたように、さいきんの幕末における株仲間の解放・再興の問題はすぐれて政治史的な観点よりとりあげられている。それはもちろん一つの分析の方法であるとおもうが、そうしたことがいわれるためには、解放、再興にあたっての具体的な経済過程がはっきりさせられなければならない。解放ないし再興を必然とした経済状況が分析され、それが政治過程とどのように結びあわされているかが明確にされる必要がある。株仲間解放を幕府の物価政策としてみる考え方も、そうした観点からは単に政策史としてみるのではなく、経済過程、政治過程と統一してみてもゆかねばならぬ。またそのためには特定の株仲間においてそれら

がどのように展開しているか分析してゆくことが今後肝要であると思う。

右のような立場からいえば、この三ヶ所材木問屋のばあいでも、その資本の構造、製材との結合状況、「山方」といわれている在地資本やさらに山林所有との関連、また三ヶ所仲間と京都材木屋その他各地との流通機構と木材価格の問題、さらに領主権力との結びつきなどが、この株仲間の解放・再興をめぐってどのように展開していったかが分析されなければならないとおもうが、そうした史料は欠いているのでこゝではのべることができない。

ところで資本の支配系統からいえば、三ヶ所材木仲間↓在方株仲間(山方商人)↓山林所有者(村方)という系統が推定せられる。さきにも紹介したように、三ヶ所仲間は山方に前貸をおこなって支配していたが、安政五年(一八五八)の三ヶ所、山方の取替書で、山方からこの前貸を排除している。このことは在方資本の

成長を示すものであるが、在方資本の在り方はわからないので、解放・再興をはさんだ時期の両者の関係は具体的には全くつかめない。もともと、山国村黒田村などを中心とする丹波国桑田・船井郡地方五十二ヶ村は「御杣御料地」となっていたところもあり、中世いらい京都への木材供給地として知られ、享保年間より人工植林さえおこなわれていた⁽¹¹⁾。しかし在地の資本の成長をチェックした要因として、これらの地方は、たとえば幕末では禁裡御料、天領、旗本領、二条家領、園部、篠山藩領など支配関係が入りくみ、その間亀岡盆地をぬって保津川に筏を流下さすので、途中の村々で用水井堰にさし障るとして筏流を差留められたり、あるいは紛失木等多く、多大の損害をうけざるをえなかった⁽¹²⁾。筏運上については、宝暦三年（一七五三）の文書によれば「大井川之儀同国川筋龜山にて御公儀へ二十分一運上木差上筏運行」していたが、その他にも筏の上のせて売出す新把物などには川末の村々が勝手

に運上をとっている。たとえば宇津郷七ヶ村に対し川末の世木村等四十五村が享保年中より「把物組」をつくり、筏一乗に上荷薪六十束ときめ百束に銀一匁五分をとり、年間三万八千束を出さしめなかった。天保株解放により七ヶ村は自由勝手に積み下せるものと考えたが、四十五村のうち三十六ヶ村は七ヶ村より銀三貫目を差出すことにより自由勝手に積下しを承認したが、他領九ヶ村はきかないので「何卒相手村同様薪把物材木迄勝手積ニ嵯峨梅津桂其外諸国へ売買仕候」ようにと相手九ヶ村を訴え出ている⁽¹³⁾。こうした事實は直接的には、いろいろなものではないが、在地の材木商人資本の成長をさまたげるものになったと考えられよう。さきの前貸排除にみられる山方の成長にも限度があったとおもわれる。

またごく常識的に考えて材木という商品の性質上、他の農民的商品生産者あるいはそれと結合する在郷商人とはちがって、山方材木商人は自由な発展をたどる

ことがむつかしかったのではなからうか。というのは、山方よりの木材の輸送は保津川の筏によるのみであつて、その川筋に立地する嵯峨・梅津・桂三ヶ所仲間としては全商品を集荷することが容易であり抜売抜買を防止することができやすかつたことも、山方が前期的間屋資本の支配下におかれざるをえなかつた要因ともなるといえる。

この史料では安政六年（一八五九）以降の三ヶ所材木仲間の状況はわからない。明治はじめのギルドの廃止によつてどうなつたか。⁽¹⁴⁾ 山方の直販所はのちに嵯峨木材株式会社に發展し、三ヶ所仲間は葛野郡材木商組合になつたとされている。⁽¹⁵⁾

(注)

- (1) 宮本又次氏「日本商業史概説」、奈良本辰也氏「日本経済史」
- (2) 津田秀夫氏「幕藩体制の本質とその変質過程について」〔時代区分上の理論的諸問題〕所収)
- (3) 宮本又次氏「株仲間の研究」

幕末の株仲間（奥田）

- (4) 「京都府誌」上（大正四年刊）六八九頁
- (5) 右書 六八九頁
- (6) 右書 六八九頁
- (7) 右書 六八九頁
- (8) 文化十二年の文書によれば、ある筏一乗は杉一間半三十本、同二間七十三本、同二間半百九十本、同三間半六十二本、同六板^{（ト）}四十本となつてゐる。
- (9) 宮本又次氏「日本商業史概論」二八二頁
- (10) 「大阪市史」第一卷一一〇七頁
- (11) 「京都府北桑田郡誌」一八〇頁
- (12) 右書 一九四〜一九六頁
- (13) 右書 一九五〜一九六頁。なお魚澄惣五郎氏「丹波保津川の筏の沿革」〔歴史と地理〕一四の一、大正十三年参照)
- (14) それらについては、宮本又次氏「日本ギルドの解説」参照
- (15) 「京都府誌」上六八九頁